

第2節 相談体制（第29条 第31条）

第29条（特定相談）

（特定相談）

第29条 何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- (4) 第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。

【解説等】

この条は、障害を理由とした差別に関する相談（特定相談）について定めたものです。

この条例では、誰でも「障害のある人に対する差別に関する相談」を行うことができる仕組みとしており、広く県民が主体的に差別の解消に向けて取り組むことを意図しています。

そのため、障害のある人が自らに対する差別を相談できることはもちろん、障害のない人が障害のある人の代わりに相談することのほか、障害のない人が自らの行為が差別に該当するの否かを相談することもできます。

「必要な助言及び情報提供」とは、相談内容の解決に必要な事実確認を行いながら、特定相談を行った者に対して、相談内容の解決のために助言及び情報提供を行うことです。また、相談内容に応じて関係行政機関、適切な相談先の連絡先等を教示することも含まれます。

また、法律相談や訴訟手続に関する事項については、「法テラス」（29-1）を紹介することになります。

29-1 法テラスとは

刑事・民事を問わず、国民がどこでも法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう、総合法律支援法に基づき設立された日本司法支援センターのこと。

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・コールセンターや全国の法

テラス地方事務所にて、無料で案内している（情報提供業務）。

また、経済的に余裕のない者が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っている（民事法律扶助業務）。

このほか、犯罪被害者支援業務、司法過疎対策業務、国選弁護等関連業務等総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っている。

県内には、法テラス長崎、法テラス長崎法律事務所、法テラス佐世保法律事務所、法テラス五島法律事務所、法テラス対馬法律事務所、法テラス壱岐法律事務所、法テラス平戸法律事務所及び法テラス雲仙法律事務所がある。

「特定相談に係る関係者間の調整」とは、相談内容によっては、特定相談を行った者だけでなく、相談内容に関係する者の意見を聞いた上で問題解決を図る必要があるため、特定相談を行った者と相談内容に関係する者の連絡調整を行うことを業務として規定しています。

「関係行政機関への通告、通報その他の通知」とは、特定相談には、法令違反に該当する事案等、特定相談を行った者と相談内容に関係する者の連絡調整によって解決を図ることが適当でない内容のものも持ち込まれる可能性があるため、特定相談が行われた場合には関係行政機関への通告等（29-2～4）を行うことを業務として規定しています。

29-2 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）〔抄〕

（養護者による障害者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

29-3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）〔抄〕

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

29-4 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）〔抄〕

（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治43年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

「関係行政機関」としては、法務局等の人権擁護部署、児童相談所、福祉事務所、こども・女性・障害者支援センター、こども医療福祉センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター等が挙げられます。

「第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助」としては、助言又はあっせんの申立て手続に関する問合せを紹介したり、申立書提出のための準備の補助を行うこと等が挙げられます。

障害者差別解消法では、この条例のように新たな相談体制を整備するのではなく、既存の相談体制を活用・充実させることで、障害を理由とする差別に関係するトラブルの解決を図っていかうとしています（29-5）。

29-5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
〔抄〕

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第30条（地域相談員）

（地域相談員）

第30条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
 - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であって、知事が特に適当と認めるもの
- 2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に委託する場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。
- 4 地域相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【解説等】

この条は、地域相談員について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

県が行う特定相談（第29条）業務を地域相談員に委託することができることとしています。

地域相談員としては、障害のある人に関する相談及び人権擁護について一定の知識及び経験を有し、かつ、県民の皆様により身近な地域で障害のある人の立場に立って相談に応じることのできる者であることが求められます。

このため、現に地域の身近な相談窓口として活動されている身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神保健福祉相談員を対象としています。さらに、「社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であって、知事が特に適当と認めるもの」も対象としているところです。

身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神保健福祉相談員については、法律上下記のように定義されています（ 30-1-1～3）。

30-1-1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）〔抄〕

（身体障害者相談員）

第12条の3 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

3 前2項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（第18条の2において「障害福祉サービス事業」という。）、同法第5条第17項に規定する一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

5 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

30-1-2 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）〔抄〕

（知的障害者相談員）

第15条の2 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

3 前2項の規定により委託を受けた者は、知的障害者相談員と称する。

4 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、知的障害者又はその保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（第21条において「障害福祉サービス事業」という。）、同法第5条第17項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

5 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

30-1-3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）〔抄〕
（精神保健福祉相談員）

第48条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

具体的に第4号の者として想定されるのは、社会福祉士、精神保健福祉士、ペアレントメンター（発達障害児の親の相談・助言を行う者）、障害福祉に関する民間資格の取得者等で、知事が障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っていると特に認めた者となります（30-1-4～6）。

30-1-4 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

30-1-5 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもつて、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する地域相談支援をいう。第41条第1項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

30-1-6 「発達障害者支援体制整備事業の実施について」（平成17年7月8日 障発第0708003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（別紙）

発達障害者支援体制整備事業実施要綱〔抄〕

3 事業の内容

支援事業は、次のとおりとする。

(1) 〔略〕

(2) 家族支援体制整備事業

ペアレントメンター養成研修等事業

都道府県等は、発達障害児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者（以下「ペアレントメンター」という。）となるペアレントメンターの養成に必要な研修会等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援出来る体制の構築を図る。〔略〕

〔略〕

(3)～(6)〔略〕

<< 第 2 項関係 >>

第 1 項第 4 号の「社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であって、知事が特に適当と認めるもの」への委託については、対象者の適格性に関し、専門的な意見を聴く必要があることから、あらかじめ「障害のある人の相談に関する調整委員会」の意見を聴くこととしています。

<< 第 3 項関係 >>

第 1 項の規定に基づき、知事は、第 29 条（特定相談）第 2 項各号に掲げる業務の全部又は一部を身体障害者相談員等に委託することができます。

この委託を受けることをもって、身体障害者相談員等は「地域相談員」と呼称され、特定相談の業務を担うこととなります。

しかしながら、県は委託したことをもって全く業務を行えなくなるということではなく、業務の内容に応じ、自ら第 29 条第 2 項の規定に基づき、特定相談に応じることが出来ます。

地域相談員は、業務を行うに当たり、一方の当事者の立場に偏ることなく、中立・公平な立場で対応する必要があります。

なお、地域相談員は、特定相談に対する自らの対応では困難が生じる場合には、広域専門相談員（第 31 条）に助言を求め、広域専門相談員の指導・助言（第 31 条第 1 項第 1 号）を受けつつ、関係者間の調整等を行うこととなります。

<< 第 4 項関係 >>

地域相談員は、個別の特定相談を受ける中で、個人のプライバシー情報に深く関与する場合があります。

地域相談員が職務上知ることのできた秘密を守ることは、安心して相談を

求めることができる体制を確保し、関係者との信頼関係を構築する上で必要不可欠なものであるため、守秘義務を課しています。

地域相談員の職を退いた後も守秘義務を課しているのは、職務上知ることのできた秘密を漏らすことについて、地域相談員在任中と退任後の期間とでその秘密の差が生じるものではないため、相談者に安心感を与える上でも、その職を退いた後も守秘義務を課することとしています。

地域相談員の守秘義務違反に対しては、罰則（第51条）を課していません。

これは、類似の業務を担う人権擁護委員及び民生委員に守秘義務違反の罰則が課されていないこととの整合性をとるためです。

なお、守秘義務違反により、業務の委託契約が解除されることとなります。

「職務上知ることのできた」内容には、職務を遂行する上で、自ら積極的に収集した情報のみならず、偶然知ることのできた個人のプライバシー等に関する情報をも含みます。

「秘密」とは、通常であれば他人が知ることのできない情報であって、その内容が一般に知られることにより、一定の利益侵害となることが客観的に認められるものをいいます。

第31条（広域専門相談員）

（広域専門相談員）

第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことのできる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。

- (1) 地域相談員に対する指導及び助言
- (2) 特定相談のあった事例の調査研究
- (3) 第29条第2項各号に掲げる業務
- (4) 第33条第3項の規定による調査

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 広域専門相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【解説等】

この条は、広域専門相談員について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

委嘱（第31条）と委託（第30条）の違いについて、この条の規定に基づき、広域専門相談員として委嘱されると、その者は特別職の地方公務員となります。身分が地方公務員とはならず業務を行う場合が委託ということになります。

地域相談員と異なり、広域専門相談員の資格については条例上規定していませんが、広域専門相談員の業務に地域相談員が担う業務が含まれること等を考慮し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員及びこれらに準ずる資格（例えば、社会福祉士、精神保健福祉士等）を有する者が実務的には求められることとなります。

また、上記の資格を有していなくても、調査研究に精通する学識経験者を活用することも想定されるため、その者の資質について総合的に委員会の意見を聴いた上で、委嘱することも可能です。

広域専門相談員は、業務を行うに当たり、一方の当事者の立場に偏ることなく、中立・公平な立場で対応する必要があります。

「地域相談員に対する指導及び助言」としては、以下のものが挙げられま

す。

相談技術（対応・処理）の向上に関すること。

相談支援に係る専門的知識の習得に関すること。

相談に当たり活用すべき地域の福祉情報等の入手に関すること。

「調査研究」とは、特定相談が寄せられた事例の類型化、障害の種別ごとに特定相談に応じる際の注意事項の取りまとめ、相談に関する課題の分析等の地域相談員の業務の運営に資するための調査研究を指します。

<< 第2項関係 >>

委嘱を行うに当たって、「障害のある人の相談に関する調整委員会」の意見を聴くこととしているのは、地域相談員と異なり、広域専門相談員に必要な資格等を条例上定めていないことから、広域専門相談員としての適格性を委員会が個別に検討する仕組みとしているためです。

<< 第3項関係 >>

広域専門相談員は、個別の特定相談を受ける中で、個人のプライバシー情報に深く関与する場合があります。

広域専門相談員が職務上知ることのできた秘密を守ることは、安心して助言・あっせんを求めることができる体制を確保し、関係者との信頼関係を構築する上で必要不可欠なものです。

しかしながら、広域専門相談員は特別職の公務員となるため、一般職の公務員とは異なり、地方公務員法（31-3）上の守秘義務が課されていません。よって、広域専門相談員に対し、この条例において守秘義務を課すとともに、その違反に係る罰則（第51条）を設けることとしています。

31-3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）〔抄〕

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第4条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 〔略〕

広域専門相談員の職を退いた後も守秘義務を課しているのは、職務上知ることのできた秘密を漏らすことについて、広域専門相談員在任中と退任後の期間とでその秘密の差が生じるものではないため、相談者の心理的安心感を確保する上でも、その職を退いた後も守秘義務を課することとしています。

「職務上知ることのできた」内容には、職務を遂行する上で、自ら積極的に収集した情報のみならず、偶然知ることのできた個人のプライバシー等に関する情報をも含みます。

「秘密」とは、通常であれば他人が知ることのできない情報であって、その内容が一般に知られることにより、一定の利益侵害となることが客観的に認められるものをいいます。

第3節 対象事案の解決のための手続

(第32条 第39条)

対象事案については、障害のある人とない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしており、それをサポートするための相談体制を整備することとしていますが、当事者間で解決が困難であるときに備えて、第3節(第32条～第39条)に助言又はあっせんの手続を規定しています。

障害のある人等から助言又はあっせんの手続の申立てがなされた後、知事による事実の調査を経て、障害のある人の相談に関する調整委員会が助言又はあっせんを行います。同委員会による助言又はあっせんでは解決に至らない特に悪質な事案については、知事による勧告や公表がなされる場合もあります。

障害者差別解消法では、この条例のように新たな紛争解決手続を整備するのではなく、既存の紛争解決手続を活用・充実させることで、障害を理由とする差別に関するトラブルの解決を図っていかうとしています(32-0)。

32-0 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

[抄]

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第32条（助言又はあっせんの申立て）

（助言又はあっせんの申立て）

第32条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

3 前2項の申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

【解説等】

この条は、助言又はあっせんの申立てについて定めたものです。

この条例において、「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の一方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいい、「あっせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の双方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

この条例に規定する助言又はあっせんの手続は、裁判外で障害のある人に対する差別に絡んだ紛争を解決しようとする手続ではありますが、障害のある人からの申立てがあれば、その相手方は手続に参加しなければならないこと、助言案又はあっせん案を受諾しない者に対して、知事が勧告することができ、さらに、正当な理由なく勧告に従わない者を公表することができる点として、通常の裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続）とは異なっています。

<< 第1項・第2項関係 >>

この申立てを行うに当たっては、特定相談を必ずしも行う必要はありません。ただし、実務的には、早期にかつ円滑に事案の解決を目指すに当たって、まずは地域相談員又は広域専門相談員へ相談することが望まれます。

申立てができる「関係者」として、障害のある人又はその家族が申立てを行うことが難しい場合に、申立てを障害のある人本人やその家族の代わりに行う後見人、障害者団体、ボランティア等を想定しています。また、これら以外の第三者であっても、助言・あっせんの手続に責任をもって対応することが確認できるのであれば、その者の申立てを妨げるものではありません。

障害のある人を特定できないような一般的な障害のある人に対する差別の問題については、申立てをすることはできません。なぜなら、差別を受けたとされる障害のある人を特定しないことには、助言案又はあっせん案を提示し解決を図ることができないためです。

なお、一般的な障害のある人に対する差別の問題については、特定相談（131頁参照）を行うことができます。

県民からの申立てに関する規定は、長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（32-1）等においても規定されているものであって、条例の内容に応じて規定が設けられるものです。

32-1 長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和53年長崎県条例第30号）〔抄〕

（知事への申出）

第9条 県民は、この条例の定め違反する事業活動により又はこの条例に定める措置がとられていないため、消費者の利益が不当に害されていると認めるときは、知事に対しその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

<< 第3項関係 >>

「行政不服審査法その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行」とは、行政不服審査法その他の法令に基づいて不服申立て等ができる事案については、他の救済手段があるため、この条例に基づく助言又はあっせんの申立てではなく、それぞれの法令に基づく手続をとるよう規定したものです。

具体的な事例としては、行政不服審査法（32-3-1）に基づく不服申立てのほか、農地法第53条第2項（32-3-2）の規定に基づく不服申立て、警察法第79条（32-3-3）の規定に基づく苦情の申出等が挙げられます。

32-3-1 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）〔抄〕

（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）

第4条 行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、次条及び第6条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

(1)～(11)〔略〕

2 〔略〕

（処分についての審査請求）

第5条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にすることができる。

(1) 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

(2) 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

2 前項の審査請求は、同項第1号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第2号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。

（処分についての異議申立て）

第6条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第1号又は第2号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

(1) 処分庁に上級行政庁がないとき。

(2) 処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。

(3) 前2号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

32-3-2 農地法（昭和27年法律第229号）〔抄〕

（不服申立て）

第53条 〔略〕

2 第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可に関する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

3・4 〔略〕

32-3-3 警察法（昭和29年法律第162号）〔抄〕

（苦情の申出等）

第79条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 〔略〕

第33条（事実の調査）

（事実の調査）

- 第33条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。
- 2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。
 - 3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。
 - 4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。
 - 5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に係る者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。
 - 6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、その調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【解説等】

この条は、事実の調査について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

「事実の調査」とは、申立ての内容、障害のある人に対する差別が事実か否かといった事実確認等の委員会が助言案又はあっせん案をまとめるに当たって必要となる情報について、収集・整理を行うことを指します。

<< 第2項関係 >>

地域相談員及び広域専門相談員による事実の調査への協力を求めているのは、助言・あっせんの申立てが特定相談を経た上で行われている場合には、その案件について事情を熟知する地域相談員又は広域専門相談員の協力を得ながら調査を行うことが効率的であるためです。

また、特定相談を経していない場合であっても、地域相談員又は広域専門相

談員の協力を得ることにより、対象事案関係者への聞き取り等が円滑に行われることが想定されるため、このように規定しています。

なお、実務的には、地域相談員又は広域専門相談員に特定相談がなされた場合においては、それらの者は特定相談を受けての業務として、関係行政機関への通告等や申立てに関する援助を行うことになるため、知事の要請を待つまでもなく、事実の調査に協力することが当然に想定されることです。

<< 第3項関係 >>

広域専門相談員の段階において、県に代わって事実の調査が行えることとするための規定です。

<< 第4項関係 >>

第2項で記載している理由と同様に、地域相談員の協力が必要となることから、設けている規定です。

<< 第5項関係 >>

「対象事案関係者」とは、第一義的には、障害を理由とした差別を受けたとされる者及び差別をしたとされる者です。なお、障害のある人本人が申立てを行うことができず、その家族その他の関係者が申立てを行っている場合には、それらの者も対象事案関係者に含まれます。

「正当な理由」としては、天災等対象事案関係者に責任が問えない理由で協力ができない場合、入院等により協力ができない場合等が挙げられます。

以上のほか、刑法（33-5）等の法律の規定により、守秘義務違反に対する罰則が課せられている場合も正当な理由に当たります。

なお、刑法上の違法性阻却事由である「正当な理由」としては、本人の同意がある場合、医師が患者の様態について他の医療関係者に医療の業務遂行のために告知する場合等があると解されています。

33-5 刑法（明治40年法律第45号）〔抄〕

（秘密漏示）

第134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

<< 第 6 項関係 >>

調査を行うに当たっては、不信感を抱かれないよう、求めに応じて身分証を提示することを規定しているものです。

行政からの照会であると偽り個人情報を収集するような事例が全国的にも散見されることから、調査員の身分を保障すると同時に、調査の円滑な協力を仰ぐため、このような規定を設けています。

<< 第 7 項関係 >>

このような立入調査については、行政上の監督、法令の執行等の必要から行われるものであって、憲法第35条（ 33-7）を踏まえ、「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」との解釈規定が置かれることが通例となっています。

33-7 日本国憲法

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第34条（助言又はあっせん）

（助言又はあっせん）

第34条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てがあったときは、委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

(1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとして認めるとき。

3 委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

4 委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

【解説等】

この条は、助言又はあっせんについて定めたものです。

<< 第1項関係 >>

知事は、申立てを受けて事実の調査を行い、その結果を委員会に通知し、委員会による助言・あっせんの手続を開始するよう求める規定です。

知事は、助言・あっせんの手続を委員会に求めるにとどまり、自ら助言・あっせんを行うこととはしていません。

これは、中立・公平な観点から、助言・あっせんの必要性の判断等は全て委員会が行うことが適当であるとの判断により、このように規定しているものです。

<< 第2項関係 >>

委員会は、次の場合には、助言・あっせんを行いません。

助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとして認めるとき。

「助言又はあっせんの必要がないと認めるとき」としては、助言・あっせんの申立てが行われた後に和解が成立して対象事案の内容が解決した場合、虚偽に基づく申立て等の対象事案が発生していないことが明白である場合等が挙げられます。

「対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でない」と認めるとき」としては、裁判所において係争中の事案又は判決により権利関係が確定している事案、事実があった日から3年を経過している事案（民法第724条援用）（34-2）に該当する場合等が挙げられます。

なお、行政不服審査法その他の法令に基づいて不服申立てができる事案については、第32条第3項の規定により、そもそも助言・あっせんの申立てができないこととなっています。

34-2 民法（明治29年法律第89号）〔抄〕

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

委員会は、第33条の規定に基づく事実の調査の結果を踏まえて、申立てをした障害のある人の側とその相手方双方の事情等を総合的に検討して、双方が受入れ可能な助言案又はあっせん案を提示することとなります。

検討すべき事情としては、次のものが挙げられます。

申立てをした障害のある人の側の状況

- ・ 障害の特性や程度
- ・ 合理的配慮の提供を求めている場合は、その要求の妥当性 など

申立てられた相手方の状況

- ・ 合理的配慮の提供を求められている場合は、「社会的に相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の有無
（具体的には、相手方の経済状況、人員等を検討。）
- ・ 「客観的に正当かつやむを得ない特別な事情」の有無
（具体的には、相手方の技術力や経済状況等を検討。）
- ・ 対象事案が発生するまでの差別解消に向けた取組状況 など

差別が問題となった同種の事案の解決方法

<< 第3項関係 >>

委員会は、第2項の規定により、助言・あっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告することとしています。

<< 第4項関係 >>

委員会は、一方の当事者の立場に偏ることなく、中立・公平な立場で対応する必要があることから、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明・意見を聴くとともに、資料の提出を求め、詳細な調査を行うことができるよう、このような規定を設けています。

障害者差別解消法には、「報告の徴収」についての規定があります（34-4）。

この条例に規定する説明・意見の聴取又は資料提出が助言又はあっせんの手続の一環として行われるのに対して、障害者差別解消法に規定する報告徴収は、対応指針に定める事項について主務大臣が行うもの（政令により県が行うこととなる可能性もある。）です。

34-4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第35条（勧告）

（勧告）

第35条 委員会は、対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾しない場合、知事に対して、当該対象事案関係者に対する当該助言案又は当該あっせん案の受諾の勧告を行うよう求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。

【解説等】

この条は、勧告について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

勧告は、基本的に障害を理由とした差別をしたとされる者（助言・あっせんの申立ての相手方）に対して行われますが、障害を理由とした差別を受けたとされる者（助言・あっせんの申立てを行った者）に対する勧告を否定するものではありません。

委員会が様々な事柄を総合的に検討して、相手方に可能な限りの対応を求める助言・あっせん案を提示したにもかかわらず、障害を理由とした差別を受けたとされる者が相手方に執拗に無理難題を求める場合には、障害を理由とした差別を受けたとされる者に対して助言・あっせん案を受諾するよう勧告する場合もあり得ます。

<< 第2項関係 >>

対象事案については、障害のある人となない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしており、勧告は、特に悪質な差別があったと思われる事案を解決するための手段として用意しているものです。

そのため、知事は、障害のある人の相談に関する調整委員会から勧告を行うよう求められた場合であっても、対象事案関係者の状況等を慎重に検討した上で、勧告の必要性について判断することが求められます。

勧告は、条例の実効性を確保するためのものですが、処分性を有しないと解されるもの（35-2-1・2）であるため、長崎県行政手続条例（35-2-3）に基づく聴聞手続の対象とはならず、行政不服審査法等による不服申立ての対象にもなりません。

しかしながら、勧告に際しては、手続の慎重を期して、あらかじめ意見の

聴取（第37条）を行うこととしています。

35-2-1 行政手続法の施行に当たって（平成6年9月13日総管第211号 総務事務次官通知）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf,word/tetsuzuki/tsuuchi.pdf

第一 総則的事項

一 行政処分と行政指導との区分の考え方

1 〔略〕

2 法令の規定に基づき行われる行政庁の行為が「処分」に当たるか否か（相手方が行政庁の求める作為又は不作為を行う義務を負うか否か）の最終的な判断は、当該行為を規定する個別法の解釈により行われるものであるが、参考のため、判断に際しての考え方の大筋を示すと以下のとおりであること。

(1) 〔略〕

(2) 法令の規定上処分性の有無について判断できる規定がある場合

ア 〔略〕

イ 処分性を有しないと解されるもの

a 「求める」に該当する用語が、「勧告する」「助言する」「指導する」「依頼する」「要請する」と規定されるもの

（処分性を有すると解される特別の理由があるものを除く。）

b 〔略〕

c 行政庁の行為に従わない場合の最終担保措置が「その旨の公表」にとどまるもの

（例）見やすい表示をすべき指示（国民生活安定緊急措置法第6条第2項、第3項）

d 〔略〕

(3) 〔略〕

二 〔略〕

35-2-2 長崎県行政手続条例（平成7年長崎県条例第47号）〔抄〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(3) 〔略〕

(4) 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ～ニ 〔略〕

(5)～(8) 〔略〕

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ～ニ 〔略〕

(2) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
2 〔略〕

このような勧告の規定は、長崎県福祉のまちづくり条例（35-2-4）等においても規定されているものであって、条例の内容に応じて規定が設けられるものです。

35-2-4 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

（勧告）

第22条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は既存特定生活関連施設の所有者若しくは管理者が第20条第1項又は第2項の規定による指導に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

差別禁止部会の意見（35-2-5）においても、紛争解決の実効性を図る仕組みとして、勧告が検討されるべきとの記載があります。

35-2-5 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第3章 紛争解決の仕組み

第4、第三者が関与する解決の仕組み

1、紛争解決の仕組みに求められる機能

先に述べたように紛争解決に当たっては当事者間での自主的な紛争解決が望ましいが、解決の受け皿がないことによって、障害に基づく差別事案の多くが放置されてきたことに鑑みると、中立・公平な第三者が当事者間に関与する仕組みを設けることで、紛争の円満な解決を促進することが求められる。〔略〕

1)・2) 〔略〕

3) 実効性の担保

以上述べたように、紛争解決の仕組みにおいては、相談及び調整の機能を始めとして調停等の機能が求められるが、特にこの調停等の機能を発揮する上で、その実効性を担保することが求められる。例えば、事実調査に関する協力義務や出頭等の手続に協力する義務を課すことや、一定の解決を見たにもかかわらず、相手方が任意にこれを履行しない場合、あるいは、明らかに差別に該当する行為が認定され、しかも、事案が悪質であると認められるような事案については勧告ないし公表を行うなどの解決の実効性を図る仕組みが検討されるべきである。

2 〔略〕

障害者差別解消法にも、勧告についての規定があります（35-2-6）。

障害者差別解消法に規定する勧告とこの条例に規定する勧告とでは、その趣旨や役割に違いがあり、前者は、対応指針に定める事項について主務大臣が行うもの（政令により県が行うこととなる可能性もある。）であります。後者は、当事者の間での話し合いによる解決を図ることができなかった特に悪質な事案に対して行われるものです。

35-2-6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第36条（公表）

（公表）

第36条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

【解説等】

この条は、公表について定めたものです。

対象事案については、障害のある人となない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしており、公表は、特に悪質な差別があったと思われる事案を解決するための最終手段として用意しているものです。

そのため、知事は、公表するに当たっては、対象事案関係者が勧告に従わなかった理由等を慎重に検討した上で、公表の必要性について判断することが求められます。

公表は、条例の実効性を確保するためのものですが、処分性を有しないと解されるもの（36-1）であるため、長崎県行政手続条例（36-2）に基づく聴聞手続の対象とはならず、行政不服審査法等による不服申立ての対象にもなりません。

しかしながら、公表が、勧告に従わない場合の最終的な対応であり、その効果として、社会的制裁の機能を有することから、勧告と同様に、公表に際しては、手続の慎重を期して、あらかじめ意見の聴取（第37条）を行うこととしています。

36-1 行政手続法の施行に当たって（平成6年9月13日総管第211号 総務事務次官通知）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf,word/tetsuzuki/tsuuchi.pdf

第一 総則的事項

一 行政処分と行政指導との区分の考え方

1 〔略〕

2 法令の規定に基づき行われる行政庁の行為が「処分」に当たるか否か（相手方が行政庁の求める作為又は不作為を行う義務を負うか否か）の最終的な判断は、当該行為を規定する個別法の解釈により行われるものであるが、参考のため、判断に際しての考え方の大筋を示すと以下のとおりであること。

(1) 〔略〕

(2) 法令の規定上処分性の有無について判断できる規定がある場合

ア 〔略〕

イ 処分性を有しないと解されるもの

a 「求める」に該当する用語が、「勧告する」「助言する」「指導する」「依頼する」「要請する」と規定されるもの

（処分性を有すると解される特別の理由があるものを除く。）

b 〔略〕

c 行政庁の行為に従わない場合の最終担保措置が「その旨の公表」とどまるもの

（例）見やすい表示をすべき指示（国民生活安定緊急措置法第6条第2項、第3項）

d 〔略〕

(3) 〔略〕

二 〔略〕

36-2 長崎県行政手続条例（平成7年長崎県条例第47号）〔抄〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(3) 〔略〕

(4) 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ～ニ 〔略〕

(5)～(8) 〔略〕

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ～ニ 〔略〕

(2) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 〔略〕

「正当な理由」としては、天災等対象事案関係者に責任が問えない理由で勧告に従った措置を採ることができない場合、入院・倒産等により勧告に従った措置を採ることができないことがやむを得ない場合等が挙げられます。

このような公表の規定は、長崎県福祉のまちづくり条例（36-3）等においても規定されているものであって、条例の内容に応じて規定が設けられるものです。

36-3 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

（公表）

第23条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者が前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

差別禁止部会の意見（36-4）においても、紛争解決の実効性を図る仕組みとして、公表が検討されるべきとの記載があります。

36-4 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第3章 紛争解決の仕組み

第4、第三者が関与する解決の仕組み

1、紛争解決の仕組みに求められる機能

先に述べたように紛争解決に当たっては当事者間での自主的な紛争解決が望ましいが、解決の受け皿がないことによって、障害に基づく差別事案の多くが放置されてきたことに鑑みると、中立・公平な第三者が当事者間に関与する仕組みを設けることで、紛争の円満な解決を促進することが求められる。〔略〕

1)・2) 〔略〕

3) 実効性の担保

以上述べたように、紛争解決の仕組みにおいては、相談及び調整の機能を始めとして調停等の機能が求められるが、特にこの調停等の機能を発揮する上で、

その実効性を担保することが求められる。例えば、事実調査に関する協力義務や出頭等の手続に協力する義務を課すことや、一定の解決を見たにもかかわらず、相手方が任意にこれを履行しない場合、あるいは、明らかに差別に該当する行為が認定され、しかも、事案が悪質であると認められるような事案については勧告ないし公表を行うなどの解決の実効性を図る仕組みが検討されるべきである。

2 〔略〕

第37条（意見の聴取）

（意見の聴取）

第37条 知事は、第35条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

【解説等】

この条は、意見の聴取について定めたものです。

勧告（第35条）又は公表（第36条）に際しては、手続の慎重を期して、あらかじめ意見の聴取を行うこととしています。

「代理人」とは、勧告又は公表がなされようとしている対象事案関係者に代わって、本人の名において自己の意思決定に基づき意見の聴取の手続に関する行為をする者のことをいいます。なお、代理人がその権限の範囲内でした行為の効力は、本人に及ぶこととなります。

「正当な理由」としては、天災等対象事案関係者に責任が問えない理由で協力ができない場合、入院等により協力ができない場合等が挙げられます。

第38条（助言又はあっせんの手続の終了）

（助言又はあっせんの手続の終了）

第38条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

- (1) 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。
- (2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

2 委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

【解説等】

この条は、助言又はあっせんの手続の終了について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

助言又はあっせんの手続は、次の場合に、終了となります。

- 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。
- その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

「受諾したとき」とは、助言案・あっせん案を受け入れることを意思表示したときであり、その内容に基づく措置の履行確認までを委員会が行うものではありません。

「助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき」としては、助言・あっせんの申立てが行われた後に和解が成立して対象事案が解決した場合等が挙げられます。

<< 第2項関係 >>

委員会は、助言・あっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告することとしています。

障害のある人に対する差別をなくすための施策 フロー図
 第3章の施策を図としてまとめたものが以下のものとなります。

